

平成28年4月1日

神埼市立千代田中学校いじめ防止基本方針

神埼市立千代田中学校

I. はじめに

教育は、生徒一人一人の人格の完成をめざし、国家及び社会の形成者としての資質を育成することが目的である。特に中学校教育は義務教育の最終段階として、社会の一員として基盤づくりのために基礎・基本を教えるのが学校の役割であり、また責務でもある。よって、学校はあらゆる場面において規範意識の向上を図るとともに、生徒に感動を与え、生徒が将来への夢と希望に溢れ、意欲・気力・活力に満ちた場であればならない。

しかし、いじめを背景として中学生が自らの命を絶つという痛ましい事案が続けて発生している。このことは、極めて残念なことであり教育に携わる者は深刻に受け止めていかなければならない。

いじめ問題が社会的に大きな関心を集める中、国においては、いじめ対策を総合的に推進し、児童生徒等の権利利益の擁護並びにその健全な心身の成長及び人格の形成に資することを目的として、いじめ防止対策推進基本法を策定し、国としての指針が示された。

その内容としては、

- 1 いじめがいずれの学校のいずれの児童生徒等にも起こり得るものであることを踏まえて、いじめの未然防止を図ることを旨とするとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処することができるようにすべきこと。
- 2 いじめは児童生徒等の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してあってはならないものであることについて、児童生徒等が認識できるよう、その情操と道徳心を培い、規範意識を養い及び自尊心を育むべきこと。
- 3 いじめに関する事案への対処においては、当該いじめを受けた児童生徒等の生命の保護すること及びいじめによりその心身に受けた影響からの回復を図ることが特に重要であることを認識すべきこと。
- 4 いじめを受けた経験を有する者の意見が反映されるようにするとともに、いじめを受けている者の立場に立ち、かつ、その置かれている状況に応じ、最大限必要な配慮をすべきこと。

という基本理念の下、学校におけるいじめの未然防止策及び組織体制、関係機関との連携、いじめが発生した際の対応等が発表された。

今回の件を契機として、全職員的一致協力体制を確認することが、急務であり、教育委員会との連携を深めながら指導の徹底を図り、いじめ問題への更なる取り組みを進めることにより、生徒・保護者への信頼を揺るぎないものにしなければならない。

そのためには、「いじめを許さない」「いじめる側が悪い」という認識を、教職員はもとより生徒も持つことを大前提とし、全教職員が、生徒が発しているわずかなサインも見逃すことがないよう、教師は「自分の学校や学級でもいじめが起きているかもしれない」という危機感を持って常に生徒に接するとともに、教員相互の情報交換を行い、いじめ撲滅に向け努力しなければならない。

このことを念頭に置き、下記に本校の基本方針を示し、いじめのない学校の実現を進めていきたいと考える。

II. 本校のいじめ防止基本方針

- 1 豊かな情操と道徳心を培う教育の推進
- 2 心の通う対人関係能力の素地を養う
- 3 規範意識の向上
- 4 全教育活動を通じた道徳教育及び生徒活動・体験活動の充実

III. めざす学校像 「誰もが主人公になれる学校」

- ・魅力ある学校
- ・地域に誇れる学校
- ・地域に開かれた学校

IV. めざす学級像 「互いによさを認め、共に高め合う学級」

- ・清潔感が漂い、落ち着きのある学級
- ・互いに学び合い・生活し合い・仲間づくりができる学級
- ・活力がみなぎる学級

V. めざす生徒像 「よさを発揮する生徒」

- ・自立の心を持ち、自ら学び、将来を切り開くことができる生徒
- ・何事にもくじけず、自己を鍛錬する生徒
- ・友愛の心を持ち、他者を思いやることのできる生徒

VI. めざす教師像 「よさを認め合い、支え合う教師」

- ・愛情と厳しさを持ち、教育実践ができる教師
- ・師弟同行、率先垂範、協働できる教師
- ・教育公務員の自覚のもと、生徒・保護者・地域に信頼される教師

VII. 基本的な方針

1 本校におけるいじめ防止に関する措置（未然防止）

- ① 校長・教頭・生徒指導主事を中心としたいじめ防止対策校内委員会を設置し、定期的な会議を実施し、いじめ防止に係る具体的なマニュアル、いじめ防止のための年間指導計画や情報の収集を行う。また、原則年間2回、外部委員を含めたいじめ防止対策委員会を開催し、助言を受ける。
- ② 教育相談主任やスクールカウンセラーを中心とした教育相談体制を強化し、重大事態とならないような体制を構築する。そのために、好ましい人間関係の構築を図るとともに、校内教育相談体制・支援体制を強化し、教育相談や教育支援機能を充実させる。教育相談主任を中心に、SCと連携し、教師全員のカウンセリングマインドの向上をめざし、生徒や保護者の悩み等の早期発見・早期対応を図る。
- ③ 専門的な知識を有する専門家や関係機関の方を招聘し、いじめ防止に係る研修会を実施し、教師一人一人が自己研鑽を通し指導力を向上させ、いじめ防止に対処させる。
- ④ 生徒会を中心に生徒が主体となって、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」精神の涵養に努める。生徒憲章の作成や生徒会によるキャンペーン等を実践することによって望ましい集団づくりに努める。
- ⑤ 学校としての取り組み
ア 生徒と接する機会を多く持ち、話を聞き、思いを理解しながら、生徒の良

さや個性を伸ばす努力をするとともに、道徳の時間を要に全教育活動において、基本的な生活習慣・規範意識・人間関係構築力・社会参画への意識や態度を育み、現在及び将来における人間としての生き方について深く考えさせる。

イ 生徒に学校生活の秩序を保つことの意義を理解させるとともに、コミュニケーション能力、社会性や自尊感情、達成感、自己有用感の育成のために、所属感のある学級づくりをする。また、問題行動の指導にあたっては、焦らず、あきらめず、侮らず、見逃さずを常に意識し、きめ細かに愛情を持って指導する。

ウ 職場体験等の体験的な学習を組織的・系統的に行うとともに、大人の生き方を学ばせ、「人間関係形成能力」「情報活用能力」「将来設計能力」「自己決定力」等の育成を図る。

⑥ 保護者や地域との連携

保護者会、地域懇談会等で学校での取り組みを説明し、保護者や地域の方々に理解し協力してもらい、いじめ防止に努める。また、学校だよりや学校ホームページ等を活用し、広く地域社会にいじめ防止の取り組みを理解してもらおう。

⑦ 教職員、生徒、保護者へのいじめに関するアンケートや学校評価を実施し、学校の取り組みを分析し、今後の指導の改善に活かす。また、生活アンケート調査を毎月行い、情報の収集に努める。

2 本校におけるいじめに対する措置（いじめ発生時）

① 被害生徒への対応

ア 生徒や保護者アンケートから、いじめと認知した場合は、校長の指示を受け、生徒指導主事を中心とした対策委員会を開き、生徒から個別の聞き取り等を実施し、重大事態とならないよう早急に対処する。

イ 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め支える指導を実践するとともに、指導の記録をきちんととる。

ウ 保護者に対して、事実についての説明をするとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し、理解を得る努力をする。

エ 被害生徒を守るために、全教職員に事実について報告し、全教職員でサポートチームを構築し、解決に向けた支援を行う。

オ 養護教諭やSC及び学校医等と連携し、メンタルケア等を行い、自信や存在感を持たせるように指導を行う。

カ 緊急避難として欠席した場合には、学習を補償するためのプログラムを作成する。

キ 家庭訪問を行い、生徒や保護者に安心感を持たせる。

ク 教育委員会に事実関係を連絡し、指導・助言を受ける。

② 加害生徒への対応

ア 事実確認を行いいじめは許されないという毅然とした指導、継続的な指導を行い、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。

イ いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。

ウ 家庭に連絡し、指導経過の報告をするとともに、家庭での様子を確認し、今後の指導に活かす。

③ 学校としての取り組み

- ア いじめがあった事実を真摯に受け止め、学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。
- イ 学級指導の見直しや授業改善を図りながら生徒が充実した学校生活を送れるように環境の改善を図る。
- ウ 学校公開の実施、意見交換会等を実施し、保護者や地域と課題を共有しながら、地域ネットワークを活用し、いじめのない学校にする。

3 本校におけるいじめに対する措置（重大事態発生時）

① 重大事態とは

- ア 生徒が自殺を企図した場合
- イ 生徒に精神性の疾患が発生した場合
- ウ 生徒が身体に重大な障害を負った場合
- エ 生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
- オ 生徒が金銭を奪い取られた場合

② 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、教育委員会に迅速に報告する。

③ 重大事態の調査

- ア 重大事態が発生した場合は、拡大対策委員会を開催し調査を行う。
- イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対し、アンケート調査等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。
- ウ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校としての説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報保護に関する法律等を踏まえる。